
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位に関する検討**

I. 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2025 年 10 月 29 日に、企業会計基準公開草案第 89 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針案」という。）及び移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」という。）並びにその他の会計基準等の改正案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
2. 第 572 回企業会計基準委員会（2026 年 3 月 11 日開催）及び第 251 回金融商品専門委員会（2026 年 3 月 9 日開催）における審議の結果、簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位について個別検討事項として検討することとした。
3. 本資料では、本公開草案に寄せられたコメントのうち、簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位に関する検討を行うとともに、類似する意見が聞かれた償却原価の算定方法の適用単位についても合わせて検討することを目的としている。

II. 簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位

（本公開草案における提案）

4. 予想信用損失適用指針案において、次の項目について、個別に選択して簡素化された予想信用損失の算定方法を適用することができることを提案している（予想信用損失適用指針案第 55 項、BC89 項）。

- (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定（予想信用損失適用指針案第 56 項）

信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行うにあたり、内部信用格付を活用して判定する方法（内部信用格付を区分して、区分に応じて債権等の発生認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行う。）を用いることができる。

- (2) 債権等の予想存続期間（予想信用損失適用指針案第 63 項）

信用損失の算定に用いる債権等の予想存続期間の見積りを行うにあたり、内部信用格付を活用して判定する方法に基づくそれぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに平均残存期間を用いることができ、いったん決定した平均残存期間について、状況に大きな変化がない限り、継続して用いることができる。

(3) 将来予測シナリオ（予想信用損失適用指針案第 64 項）

予想信用損失の算定を行う際、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。

(4) 貨幣の時間価値（予想信用損失適用指針案第 65 項）

組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生認識時に信用減損していないものについて約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて償却原価の算定を行う場合、予想信用損失の算定においても、実効金利の代わりにそれぞれ約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて割引を行う。

5. 公開草案では、前項の簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位（すなわち、連結グループ内や同一企業内で統一が必要かどうか）について、具体的な定めを提案していなかった。

（本公開草案に寄せられたコメントの分析及び対応案の検討）

6. 簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位について、公開草案に対して主に次の内容のコメントが寄せられている¹。
- (1) 3-2. 26) 予想信用損失の算定について、原則的な方法と簡素化された方法が併存することが認められるのか明確にして頂きたい。
 - (2) 3-2. 35) 原則的な取扱いと簡素化された予想信用損失の算定方法又は延滞基準との関係並びにそれらを信用リスク管理の実態に応じて併用することの可否について、明確に示して頂きたい。また、簡素化された算定方法の適用対象について、考え方を含めて説明して頂きたい。
 - (3) 3-2. 36) 連結グループ内の企業毎に簡素化された予想信用損失の算定方法を選択できることを明確化して頂きたい。
 - (4) 3-2. 37) ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関においても部分的

¹コメント全文は非常に長いため、コメント対応表における論点の項目を項目番号と共に記載している。コメント全文については、別紙：コメント対応表の抜粋を参照いただきたい。

に簡素化された方法を適用することが許容されることを明確にして頂きたい。

- (5) 8.1) 連結子会社の個別財務諸表における会計方針の選択が、連結財務諸表においてもそのまま認められるのかどうかを明確化することを検討して頂きたい。
 - (6) 8.2) 規模の小さいグループ会社は、会計方針の選択について柔軟性を持たせて頂きたい。
 - (7) 3-2.38) 簡素化された予想信用損失の算定方法は、会計上の見積りの方法として位置付けるべきである。
7. 前項(1)から(6)の意見は、簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位（すなわち、連結グループ内及び同一企業内において統一が必要かどうか）についての明確化を求める意見であると考えられる。
 8. また、本資料第6項(7)の意見は、簡素化された予想信用損失の算定方法を「会計方針」の選択肢として定めるのではなく、「会計上の見積りの方法」と位置付けることが適切であるとの意見と考えられる。この点、原則的な予想信用損失の算定方法と簡素化された予想信用損失の算定方法のいずれも会計上の見積りを伴うものではあるものの、それぞれが見積り方法に関する要求事項を定めているため、会計方針として位置付ける方がより適切と考えられる。
 9. これらのコメントを踏まえ、簡素化された予想信用損失の算定方法について連結グループ内で統一することが必要かどうかという観点でまず検討することとし、次に同一企業内において統一することが必要かどうかという観点で検討を行う。

連結グループ内で統一することが必要か

10. 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第17項は、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は、原則として統一する。」としている。
11. 前項で参照した定めは、「同一環境下で行われた同一の性質の取引等」について原則として会計方針を統一することを求めるものである。公開草案で提案している簡素化された予想信用損失の算定方法は主に貸付金を対象としたものであることから、「同一の性質の取引等」である点については大きな論点にならないと考えられる。一方、親会社と子会社で「同一環境下で行われ」ているかどうかは、論点になりえると考えられる。
12. 連結グループ内には、規模やビジネスモデルの異なる複数の銀行等が存在すること

が想定される。そのような規模やビジネスモデルの違いを踏まえて、親会社と子会社で信用リスクの管理手法が異なる場合があると考えられる。例えば、親会社は債権単位で信用リスクの下落を追跡する洗練された信用リスクの管理手法を採用している一方、子会社ではそのような追跡は行っておらず債務者単位の内部信用格付を中心とした信用リスクの管理手法を採用している場合があると考えられる。

13. 前項のように連結グループ内であっても規模やビジネスモデルの違いから信用リスクの管理手法が異なる場合、それぞれの環境を踏まえた会計処理を行うことが適切であると考えられる。また、連結グループで会計方針の統一を画一的に求めることは、実務上の負担に配慮するという簡素化された予想信用損失の算定方法を設けた趣旨に反すると考えられる。このため、連結グループにおいて、原則的な算定方法を採用するか、簡素化された予想信用損失の算定方法を採用するかのいずれかに必ず統一しなければならないということにはならないと考えられる。
14. 一方、連結グループ内の複数の会社で信用リスクの管理手法が同一水準である場合には、「同一環境下で行われ」ていると考えられることから、会計方針を統一する必要があると考えられる。
15. したがって、信用リスクの管理手法を表現するように、会計方針を選択することが適切と考えられる。

同一企業内で統一することが必要か

16. 次に、簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位について、同一企業内において会計方針を統一することが必要かどうかという観点で検討を行う。
17. 同一企業内の貸出金であったとしても、法人向けの貸出金、個人向けの住宅ローン等複数の商品があり、商品の性質や各社がおかれた状況によっては、信用リスクの管理手法が異なる場合があると考えられる。また、貸出金と債券では、所管する部署が異なり、信用リスクの管理手法が異なる場合があると考えられる。
18. 連結グループの場合と同様に、信用リスクの管理手法を表現するように会計方針を選択するのであれば、商品の特性等の違いから信用リスクの管理手法が異なる場合には、同一企業内において画一的に単一の会計方針（すなわち、原則的な算定方法と簡素化された予想信用損失の算定方法のいずれか）を採用するのは適切でないと考えられる。一方、商品や業務ごとに信用リスクの管理手法が同一水準である場合には、異なる会計方針を採用する理屈は立たないと考えられる。
19. このため、同一企業内で画一的に単一の会計方針を採用する必要はなく、それぞれの環境を踏まえた会計処理を行うことが適切であると考えられる。

III. 償却原価の算定方法等会計処理の選択肢の適用単位

(本公開草案における提案)

20. 本資料第 21 項から第 25 項に記載のとおり、金融商品実務指針案においては、組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないもの、購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないもの、購入又は組成した信用減損債権、満期保有目的の債券に分けて償却原価の算定方法（手数料を含む。）の会計処理に選択肢を設けることを提案している。また、本資料第 26 項に記載のとおり、購入又は組成した信用減損債権ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産について利息不計上の選択肢を設けることを提案している。公開草案では、いずれの選択肢についても適用単位に関する具体的な定めを提案していなかった。

組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないもの

21. 実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いることができることを提案している。この場合、実効金利の不可分な一部である手数料は償却原価の算定には含まれず、収益認識会計基準に準じて、収益を認識する。また、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして会計処理することができる（金融商品実務指針案第 105-2 項）。
22. さらに、次の 2 つの要件を満たす手数料については、実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができることも提案している（金融商品実務指針案第 57-10 項）。
- (1) 特定の役務に対応する手数料であることが明確である。
 - (2) 設定された手数料が対応する役務との関係で合理的である。

購入した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないもの

23. 償却原価法の適用に際して、継続適用を条件として、金利差額調整法における定額法によることができる（金融商品実務指針案第 105-3 項）。

購入又は組成した信用減損債権

24. 償却原価法を適用する際、実効金利法における利息法によることを原則とするが、契約上、元金の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、金利差額調整法における定額法によることができる（金融商品実務指針案第 105-4 項）。

満期保有目的の債券

25. 償却原価法の適用にあたっては、原則として実効金利法における利息法によることとする。ただし、継続適用を条件として、簡便法として、金利差額調整法における定額法によることができる（金融商品実務指針案第 70 項）。

購入又は組成した信用減損債権ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産の利息不計上の選択肢

26. 次のすべてを満たす場合には、信用減損金融資産に係る受取利息については不計上とすることができることを提案している（金融商品実務指針案第 120 項）。
- (1) 金融商品実務指針案第 105-2 項の定めにより実効金利法を適用するに際して約定金利（又は約定金利相当の率）を用いる場合
 - (2) 次のいずれかに該当する場合
 - ① 債務者から契約上の利払日を相当期間（債務者の状況等に応じて 6 か月から 1 年程度）経過しても利息の支払を受けていない場合
 - ② 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権に該当する場合
 - ③ 利息の支払を契約どおりに受けられないため利払日を延長する場合
 - ④ 利息の支払を契約どおりに受けられないため利息を元本に加算することとした場合

(本公開草案に寄せられたコメントの分析及び対応案の検討)

27. 償却原価の算定方法について、公開草案に対して次の意見が寄せられている。
- (1) 4.41) 償却原価の算定方法について、選択可能な会計処理を選択する際に金融商品の種類ごとに一貫した適用が必要なのかどうかについての明確化を検討すべきである。

償却原価の算定において、原則となる実効金利法に基づく償却原価法のほか、

約定金利の利用や金利差額調整法における定額法の利用など、様々な選択が可能となっていますが、これらの選択については、すべての金融商品について一貫した方法を選択する必要があるのか、又は、例えば貸付金については実効金利に基づく償却原価法を採用し、貸付金代替性私募債や満期保有目的の債券には金利差額調整法における定額法を適用するといった可能なのか、実務における混乱を回避するために、明確化することが有用であると考えられます。

28. 前項の意見は、償却原価の算定方法について、連結又は同一企業内で統一する必要があるか、あるいは、貸付金、貸付金代替性私募債、満期保有目的の債券などの商品の種類ごとに適用することができるかどうかの明確化を求める意見であると考えられる。
29. これらの選択肢は、企業の状況と商品の特性の実態に応じて選択するものと考えられる。このため、企業の状況と商品の特性の実態が同じであれば単一の会計方針となる場合がある一方、実態に応じた選択の結果として単一の会計方針とならない場合もあり得ると考えられる。

IV. ASBJ 事務局からの提案

30. 上述の内容を踏まえた事務局提案は次のとおりである。
 - (1) 簡素化された予想信用損失の算定方法について、連結グループ内であっても規模やビジネスモデルの違いから信用リスクの管理手法が異なる場合には、会計方針を統一する必要はなく、それぞれの環境を踏まえた会計処理を行うことが適切であると考えられる旨をコメント対応案に記載することとしてはどうか。
 - (2) (1)と同様に、簡素化された予想信用損失の算定方法について、同一企業であっても商品の特性等の違いから信用リスクの管理手法が異なる場合には、会計方針を統一する必要はなく、それぞれの環境を踏まえた会計処理を行うことが適切であると考えられる旨をコメント対応案に記載することとしてはどうか。
 - (3) 償却原価の算定方法及び利息不計上の選択肢について、企業の状況と商品の特性の実態に応じて選択するものと考えられる旨をコメント対応案に記載することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

ASBJ 事務局の分析及び提案について、ご意見を頂きたい。

以 上

別紙：コメント対応表の抜粋

論点の項目	コメントの概要
(簡素化された予想信用損失の算定方法についてのコメント)	
<p>3-2.26) 予想信用損失の算定について、原則的な方法と簡素化された方法が併存することが認められるのか明確にしていきたい。</p>	<p>簡素化された方法の位置づけ 原則的な取扱いと簡素化された方法との関係～両者併存の可否の明確化～ 同一の報告主体（連結グループ内あるいは企業内）において、SICR 判定に限らず、債権等の予想存続期間、将来予測シナリオ、貨幣の時間価値も含め、原則的な取扱いと簡素化された方法が併存することが想定されるが、そもそも両者の算定方法が併存することが許容されないのではないか、といった意見も聞かれる¹。これは例えば、以下のような場合に問題となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社は一律に原則的な取扱いを採用することとしているが、傘下の金融機関が簡素化された方法を採用したいと考えている（あるいはその逆）。 ・ 他の金融機関との企業結合（親子会社、持株会社などの形式を含む）が想定されるが、想定される企業結合の相手と算定方法が異なる場合に、企業結合時に必ず算定方法を統一する必要があるのかが不明である。 ・ 同一金融機関内において、債務者単位で信用リスクを管理する一般法人向け貸出金については簡素化された方法を用いるが、債権等ごとに信用リスクを管理するストラクチャードファイナンスやシンジケートローンへの参加などに関しては原則的な取扱い（SICR 判定、複数シナリオの考慮、実効金利など）を採用したいと考えている。 ・ 基本的には単一シナリオとすることを想定しているが、例えば残存期間が長期となる住宅ローンについては複数シナリオを考慮したいと考えている。 <p>簡素化された方法の意義については、適用指針案の結論の背景 BC23 の記載を斟酌すれば「原則的な処理の考え方</p>

論点の項目	コメントの概要
	<p>の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているもの」であると理解される。</p> <p>IFRS9を参照すると、例えば「集合的ベース(collective basis)」での測定の場合に一貫して強調されているとおり「当初認識以降に個々の金融商品のレベルで SICR があつた場合の全期間の予想信用損失を認識した結果と近似するようにする (approximate the result of recognising lifetime expected credit losses when there has been a significant increase in credit risk since initial recognition on an individual instrument level)」(IFRS9 B5.5.4、結論の根拠は BC5.141) ことが求められる。今回の公開草案においても、IFRS9と同様の規定があり、「包括的な信用リスクを考慮した集合的な単位で予想信用損失を算定する方法」(適用指針案5項)が示されているが、その際に「個々の債権等ごとに信用リスクが著しく増大した場合に全期間の予想信用損失を算定した結果と近似するようにする」(適用指針案 BC44) ものとされている。</p> <p>こういった考え方からも分かるとおり、簡素化された方法の算定においても、その結果は、当然に原則的な取扱いによつた場合の算定結果と近似することが想定されているものと考えられ、両者の算定方法が併存したとしても、会計数値に大きな影響が生じることは想定されないだろう。</p> <p>適用指針案 BC89 においては、「検討の結果、企業の規模や保有する債権等の特性は様々であり、部分的に原則的な処理を適用することによつて企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する場合があると考えられることから、企業の判断により「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目について、個別に選択して適用できるとした。」との記載がある。しかし、これはあくまで SICR 判定、債権等の予想存続期間、将来予測シナリオ、貨幣の時間価値という各項目について、個別に選択適用できるものとされたことの説明であり、連結グループ内あるいは個別企業内において、それぞれの項目について原則的な取扱いと簡素化された方法が併存することが認められるのかという点は明らかではない。</p> <p>企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する、という観点からは、連結グループ内あるいは個別企業内において、原則的な取扱いと簡素化された方法の両者が併存するのは、むしろ当然のことであると考えられる。しかし、現状の公開草案のままであれば、その点が明らかではないことから、具体的な適用検討の際に大きな混乱が生じる</p>

論点の項目	コメントの概要
	<p>可能性がある。こういった問題を鑑み、簡素化された方法と原則的な取扱いとの関係を整理の上で、両者の併存の可能性について明確に記載すべきであると考え。</p> <p>¹ BC8 には「ステップ2とステップ4のいずれの会計基準を適用するかは（略）会計方針として選択するアプローチとすることとした。」とあり、結論の背景はその前提で整理されているようにも読める。そもそも本論点は「会計方針」ではなく「会計上の見積り」の問題ではないかと思われるが、この整理も議論の混乱を招いている可能性がある。</p> <p>(CL27 前田 順一郎)</p>
<p>3-2. 35) 原則的な取扱いと簡素化された予想信用損失の算定方法又は延滞基準との関係並びにそれらを信用リスク管理の実態に応じて併用することの可否について、明確に示して頂きたい。また、簡素化された算定方法の適用対象について、考え方を含めて説明して頂きたい。</p>	<p>本会計基準及び簡素化された予想信用損失の算定方法の位置づけについて</p> <p>当団体の会員行の主な顧客は国内の中小企業や個人であり、与信行動は地域経済や中小企業政策とも密接に関係している。このような実務特性を踏まえ、国際的な会計基準との単なるコンバージェンスにとどまらず、実務負担に配慮した「簡素化された予想信用損失の算定方法」が検討されたものと理解している。</p> <p>一方で、会員行の債権ポートフォリオは多様であり、原則的な取扱い又は簡素化された算定方法を一律に適用することが、必ずしも信用リスク管理の実態に合致しない場合がある。例えば、同一銀行内においても、大部分の債権については簡素化手法を用いつつ、特定の債権については原則的な取扱いや延滞基準等を併用する方が合理的と考えられるケースがある。また、親会社と傘下金融機関との間で、採用する手法が異なることが実務上想定される場合もある。</p> <p>さらに、銀行業界では、合併や経営統合等の企業再編が行われており、その形態も、地域銀行同士の統合に加え、大手金融機関や銀行以外の金融機関・事業会社を含む企業結合など多様化している。このような場合に、連結グループ内で原則的な取扱いと簡素化された算定方法等をどのように整理・併用すべきか、また、簡素化された算定方法の適用対象が預金等取扱金融機関に限定されるのか、銀行以外の金融機関にも適用可能なのかといった点について、実務上、各行で判断が分かれ得る。</p> <p>以上を踏まえ、原則的な取扱いと簡素化された予想信用損失の算定方法又は延滞基準との関係、ならびにそれら</p>

論点の項目	コメントの概要
	<p>を信用リスク管理の実態に応じて併用することの可否について、基準の趣旨と併せて明確に示していただきたい。また、簡素化された算定方法の適用対象についても、その考え方を含めて説明いただきたい。</p> <p>これらに関連して、以下の点について確認したい。</p> <p>➤ STEP4 の制度上の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> • 適用指針（BC21以降）には、STEP4について「IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準の開発」との記載がある。 • この記載の「適切な引当水準の確保」については、原則的な取扱い（STEP2）に基づく計算結果との定量的な一致や直接的な比較を求めることを意図するものではなく、適用指針に示された簡素化された予想信用損失の算定方法の考え方に従い、算定プロセスや前提が合理的に構成されていることを通じて、結果として適切性が確保されるとの理解でよいか。 • このような理解に立てば、本公開草案において示されている「簡素化された予想信用損失の算定方法」は、従来の会計実務で用いられてきたいわゆる「簡便法」とは異なり、原則的な方法との優劣や代替関係を前提とするものではなく、あくまで会計基準上認められた算定方法の一つとして位置付けられていると理解して差し支えないか。 <p>➤ 連結グループ内での異なるオプションの選択</p> <ul style="list-style-type: none"> • 連結子会社・関連会社を複数有する金融グループにおいては、各社の事業規模、データ保有状況やシステム能力に大きな差があることが一般的であり、一律に同一手法を採用することが、必ずしも予想信用損失の合理的な見積りにつながらない場合がある。 • こうしたことから、連結グループ内で、企業ごとに、または同一企業であっても資産ごとに、STEP2とSTEP4を選択適用することは、会計基準の趣旨と整合的と理解して差し支えないか。また、同様に、各種オプションについても、各社の信用リスク管理の実態に合わせて、連結グループ内で異なる選択を行うことが許容されると理解して差し支えないか。

論点の項目	コメントの概要
	<ul style="list-style-type: none"> • 会計方針の選択が各社の合理的判断に基づく限り、連結グループ内で選択が異なること自体は問題とならないとの理解でよいか。 ➤ 正常先には SICR は発生しないとの判断基準 <ul style="list-style-type: none"> • 一定の内部信用格付運用を行っている金融機関においては①正常先には 30 日超延滞先が含まれない運用とされていること、②信用リスクの変化が認められた場合には、定期的または随時の格付見直しを通じて、要注意先以下への区分変更を行う運用とされていること、を前提としているケースが多い。 • このような運用の下では、正常先に区分されている債務者について、当該正常先の範囲内で SICR が発生していると判断することは、通常は想定し難いと考えられる。 • この点、上記のように信用リスクの増大が内部信用格付区分の変更として捕捉される運用が確立している場合には、「正常先に区分された時点では SICR が発生していない」と判断する実務は、適用指針の意図と整合すると理解してよいか。 ➤ 適用初年度における SICR の反証 <ul style="list-style-type: none"> • 適用指針 58 項では、要判定格付に区分された債務者に対する債権等について、一定の場合には、前期末の内部信用格付等を基礎として、信用リスクが著しく増大していないことを反証できるとされている。 • この点について、本適用指針の適用初年度においても、前年度末の内部信用格付に関する情報が利用可能である場合には、当該情報に基づき反証を行うことが可能であるとの理解でよいか。 <p>(CL16 一般社団法人 第二地方銀行協会)</p>
<p>3-2.36) 連結グループ内の企業毎に簡素化された予想信用損失の算定方法を選択できることを明確化</p>	<p>(対象文書)</p> <p>予想信用損失適用指針案(55 項、BC8 項、BC21 項)</p> <p>金融商品実務指針案(65 項、70 項、105 項、120 項、137 項)</p> <p>(項目・論点)</p> <p>簡素化された予想信用損失・実効金利法の算定方法の適用</p>

論点の項目	コメントの概要
<p>していただきたい。また、原則的な取扱いに変更する場合に変更に関する開示を要求せず、影響額を期首の利益剰余金に反映することを認めて頂きたい。</p>	<p>(意見等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 簡素化された予想信用損失の算定方法は、連結グループ内の企業毎に選択することができるように明記いただきたい。また、各項目で用いる指標についても、各銀行により経営環境・保有ポートフォリオが異なり、必ずしも統一する必要がないことを明確化いただきたい。 2. 当初、簡素化された予想信用損失・実効金利法の算定方法を選択した後に、原則的な取扱いに変更する場合、変更に関する開示や説明は要求されないこと、また、その影響を期首利益剰余金にチャージすることを認めていただきたい。 <p>(理由等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 簡素化された予想信用損失・実効金利法の算定方法は、企業のビジネス、市場環境、実務対応負荷や費用対効果を鑑みて選択要否が決定できるよう、連結グループ内企業に対して一律に適用が決定されるものではないことを要望する。連結グループ各社は、業態や業容に応じて、信用リスク管理の実務は様々であるため、各社毎に算定方法を選択できるようにすることが望ましいと考えられる。 2. 将来的な環境変化やデータの蓄積等に伴い、簡素化された予想信用損失の算定方法を取りやめる場合に、スムーズに移行できる措置を手当しておくべき。 <p>(CL17 一般社団法人全国銀行協会)</p>
<p>3-2.37) ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関においても部分的に簡素化された方法を適用することが許容されることを明確にし</p>	<p>(対象文書)</p> <p>金融商品会計基準案 予想信用損失適用指針案 金融商品実務指針案</p> <p>(項目・論点)</p> <p>簡素化された予想信用損失・実効金利法の算定方法の適用</p> <p>(意見等)</p>

論点の項目	コメントの概要
<p>て頂きたい。</p>	<p>予想信用損失適用指針案第 55 項において、一定の項目については「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用することができる旨規定されており、BC89 項において「検討の結果、企業の規模や保有する債権等の特性は様々であり、部分的に原則的な処理を適用することによって企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する場合があると考えられることから、企業の判断により『簡素化された予想信用損失の算定方法』の各項目について、個別に選択して適用できるとした。」と規定されている。</p> <p>この点、BC89 項の記載は、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関が、一律に簡素化された方法によるのではなく部分的にでも原則的な処理を適用することができるように、個別に選択して適用できるようにしたというように読み、ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関が部分的にでも簡素化された方法を適用することは許容されないと解釈されるようにも見受けられる。しかしながら、ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関においても、信用リスク管理実務の実態を含めた自らの状況によっては、部分的にでも簡素化された方法を適用することができるようにすべきと考えられることから、BC89 項の記載を、ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関においても部分的に簡素化された方法を適用することが許容されることが明確になる表現に修正していただきたい。</p> <p>(理由等)</p> <p>「簡素化された予想信用損失の算定方法」、償却原価の算定に際しての金利差額調整法における定額法によることを認めるオプションと約定金利（又は約定金利相当の率）によることを認めるオプションは、「本公開草案の概要」P5 に記載されている通り、ステップ 4 において定められたもので、ステップ 4 は、大手金融機関を想定したステップ 2 と異なり、中小地域金融機関を想定したステップであるものと理解している。</p> <p>しかし一方で、金融機関の規模やステークホルダーの種類、信用リスクの管理実態は多種多様であり、一律に金融機関単位でステップ 2 と 4 に峻別できるものではなく、また、各金融機関の中でも保有している金融資産の種類やポートフォリオごとに管理の実態（管理の水準）は異なっているものと考えられる。</p> <p>したがって、例えば、ステップ 2 を採用することを検討している金融機関であっても、金融資産の種類やポート</p>

論点の項目	コメントの概要
	<p>フォリオごとの管理実態は必ずしも一様ではないことも想定されることから、部分的に簡素化された方法を適用した方が、費用対効果の観点を含め当該金融機関の信用リスク管理実務をより適切に反映することもあると考えられる。</p> <p>以上より、ステップ 2 を採用することが見込まれる金融機関が部分的に簡素化された方法を適用することが可能な旨を明確化いただきたいもの。</p> <p>(CL17 一般社団法人全国銀行協会)</p>
<p>3-2. 38) 簡素化された予想信用損失の算定方法は、会計上の見積りの方法として位置付けるべきである。</p>	<p>「簡素化された予想信用損失の算定方法」については、「会計方針」の選択肢として定めるのではなく、「会計上の見積りの方法」の一つと位置づけることが適切であると考ええる。</p> <p>(理由)</p> <p>予想信用損失適用指針案 BC90 項及び BC131 項を踏まえると、「簡素化された予想信用損失の算定方法」は、「会計方針」の選択肢として位置付けられていると考えられる。しかし、以下のような懸念点から、「会計上の見積りにおける簡便的な方法」として整理すべきであると考ええる。</p> <p>① 会計方針の変更</p> <p>予想信用損失の算定方法については、実務上、複数の方法が認められてしかるべきであるが、その違いは、財務諸表作成時点で入手可能な情報に基づき、将来の信用損失をどのように見積もるかに過ぎないと考えられる。この点を踏まえると、会計方針の定義「財務諸表の作成にあたって採用した会計処理の原則及び手続」(企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 4 項(1))には該当しないと考えられる。</p> <p>ここで、本改正案を適用した場合、企業が予想信用損失の算定方法を変更する際に、「簡素化された予想信用損失の算定方法」とその他の算定方法との間の変更は会計方針の変更に該当する一方で、「簡素化された予想信用損失の算定方法」以外の算定方法の間の変更は会計上の見積りの変更とされる可能性がある。</p> <p>このような不整合な取扱いは、会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区分を不明確にし、財務諸表利用者に混乱を生じさせる懸念があるため、実務上望ましくないと考える。</p>

論点の項目	コメントの概要
	<p>② 連結グループ内の会計方針の統一</p> <p>連結グループ内では、原則として会計方針の統一が求められているため、グループ内に複数の銀行が存在する場合、一つの銀行が「簡素化された予想信用損失の算定方法」を適用すると、他の銀行も同一の会計方針を採用することが求められることとなる。</p> <p>しかし、当該他の銀行の信用リスク管理状況によっては、同様の融資であっても、より原則的な算定方法を採用できる場合も考えられる。それにもかかわらず、会計方針の統一が求められることにより、「簡素化された予想信用損失の算定方法」以外の、より精緻な信用損失の算定方法の採用が阻害されるとすれば、財務情報の質を低下させるものであり、合理的ではないと考える。</p> <p>以上より、「簡素化された予想信用損失の算定方法」については、「会計方針」の選択肢として定めるのではなく、「会計上の見積りの方法」の一つと位置づけることが適切であると考え。</p> <p>なお、「会計上の見積りの方法」と位置付ける場合であっても、「重要な会計上の見積りに関する注記」や、予想信用損失適用指針案第 72 項(2)に基づく「信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する注記」が行われることにより、財務諸表利用者への情報提供として不足する懸念はないと考える。</p> <p>(CL11 有限責任 あずさ監査法人)</p>
(選択可能な会計処理についてのコメント)	
<p>4.41) 償却原価の算定方法について、選択可能な会計処理を選択する際に金融商品の種類ごとに一貫した適用が必要なのかどうかについての明</p>	<p>次の項目についてご検討ください。</p> <p>償却原価の算定方法について、選択可能な会計処理を選択する際に金融商品の種類ごとに一貫した適用が必要なのかどうかについての明確化</p> <p>(理由)</p> <p>償却原価の算定において、原則となる実効金利法に基づく償却原価法のほか、約定金利の利用や金利差額調整法における定額法の利用など、様々な選択が可能となっていますが、これらの選択については、すべての金融商品について一貫した方法を選択する必要があるのか、又は、例えば貸付金については実効金利に基づく償却原価法を採用</p>

論点の項目	コメントの概要
<p>確化を検討すべきである。</p>	<p>し、貸付金代替性私募債や満期保有目的の債券には金利差額調整法における定額法を適用するといった可能なのか、実務における混乱を回避するために、明確化することが有用であると考えられます。</p> <p>(CL18 有限責任監査法人トーマツ)</p>
<p>(連結グループ内での会計方針の統一についてのコメント)</p>	
<p>8.1) 連結子会社の個別財務諸表における会計方針の選択が、連結財務諸表においてもそのまま認められるのかどうかを明確化して頂きたい。</p>	<p>以下の事項について検討いただきたい。</p> <p>本公開草案に従った連結子会社の個別財務諸表における会計方針の選択が、連結財務諸表においてもそのまま認められるのかどうかを明確化すること</p> <p>(理 由)</p> <p>本公開草案では、原則的な予想信用損失の算定方法が定められた上で、原則的な処理の考え方の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているものとして、簡素化された予想信用損失の算定方法が定められている（予想信用損失適用指針案 BC88 項）。</p> <p>当該方法の各項目は企業の判断により個別に選択して適用できるとされ、会計方針の選択が認められている。各項目を個別に選択して適用できるとされたのは、企業の規模や保有する債権等の特性は様々であり、部分的に原則的な処理を適用することによって企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する可能性があることからと説明されている（予想信用損失適用指針案 BC89 項）。</p> <p>そのため、企業規模や債権等の特性、企業の信用リスク管理実務の適切な反映という観点により、各企業がその個別財務諸表において会計方針を選択することができると考えられる。</p> <p>この点、企業集団の連結財務諸表においても、連結子会社がその個別財務諸表において選択した会計方針をそのまま適用できるのか、または連結財務諸表として統一した会計方針を適用することが求められているのかについて明確ではなく、実務において混乱を生じさせる可能性があると考えられるため、連結財務諸表における会計方針の選択に係る統一の要否について明確化すべきであると考えられる。</p> <p>なお、本公開草案に従った償却原価法の適用に当たっても、様々な選択が認められているため、当該選択について</p>

論点の項目	コメントの概要
	<p>も、連結財務諸表における統一の要否について明確化することが望ましいと考えられる。</p> <p>(CL14 日本公認会計士協会)</p>
	<p>以下の事項について検討いただきたい。</p> <p>本公開草案に従った連結子会社の個別財務諸表における会計方針の選択が、連結財務諸表においてもそのまま認められるのかどうかの明確化</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案では、原則的な予想信用損失の算定方法と、それを簡素化しているものとして、簡素化された予想信用損失の算定方法が定められている（予想信用損失適用指針案 BC88 項）。</p> <p>当該方法の各項目は企業の判断により個別に選択して適用できるとされ、会計方針としての選択が認められている。そのため、同一企業集団内であっても個社ごとの信用リスク管理の実情をより適切に反映するため、個別財務諸表においては各項目について個別に会計方針の選択する場合があることが予想される。</p> <p>これについて、企業集団の連結財務諸表においても、連結子会社が選択した会計方針をそのまま適用できるのか、または連結財務諸表として統一した会計方針を適用することが求められているのかについて明確ではない。そのため、連結財務諸表における会計方針の選択に係る統一の要否について明確化すべきであると考えられ、検討をお願いしたい。</p> <p>なお、本公開草案に従った償却原価法の適用についても同様の論点が存在すると考えられ、連結財務諸表における統一の要否について明確化することが望ましいと考えられる。</p> <p>(CL19 PwC Japan 有限責任監査法人)</p>
	<p>◆連結会計方針の統一について</p> <p>【コメント】</p> <p>本基準案において企業が選択可能な項目については、親会社と同一の処理が一律に強制されることはない、という理解でよろしいでしょうか。</p>

論点の項目	コメントの概要
	<p>【理由】</p> <p>金融機関のグループには、様々な規模・事業・ビジネスモデルをもった企業が含まれるため、もし一律に親会社との処理統一が強制されてしまうと、個社の経営管理・リスク管理の実態と大きく乖離してしまうことや、コストベネフィットの観点からも、適切でないと考えられるためです。</p> <p>(CL23 服部 隆)</p>
<p>8.2) 規模の小さいグループ会社は、会計方針の選択について柔軟性を持たせて頂きたい。</p>	<p>連結グループ会社内の改正基準専用のオプションの選択にあたり、規模の小さいグループ会社は、グループ全体の会計方針に合わせることを必須とせず、監査人による金額重要性の観点などで選択に柔軟性を持たせて欲しい。</p> <p>規模の小さいグループ会社まで合わせることは困難なケースがあるため。</p> <p>(CL2 日鉄ソリューションズ株式会社)</p>

以 上